作成年月日	令和４年３月９日
作成部局	産業労働部国際交流課 県土整備部住宅管理課

ウクライナ避難民等に対する支援策について

昨今のウクライナ情勢の変化を受け、ウクライナ避難民等受入に対する支援策を下記のとおり実施します。

記

１　ウクライナ避難民等相談窓口

外国人県民インフォメーションセンター〔(公財) 兵庫県国際交流協会〕内

（１）連 絡 先：神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー６階
TEL：078-382-2052

（２）相談時間：月～金　9:00～17:00

（３）相談言語：英語、日本語、ウクライナ語（※)、ロシア語等　22 言語
（※）今回、新たにウクライナ語を外部通訳により対応。

（４）相談支援体制：ワンストップで生活支援等の相談に対応し、国、県、市町等関係機関につなぐ。

（５）相談内容：生活、住宅（※)、医療、雇用・労働、社会保障、在留資格（入管)、教育等
（※）県営住宅については無料提供

（６）開設年月日：令和４年３月１０日（木）

２　ふるさとひょうご寄附金

（１）名　　称：ウクライナ緊急支援プロジェクト

（２）事業内容：ウクライナに対する物資支援、県内避難民の生活支援等の人道支援

（３）開始時期：令和４年３月１０日（木)

（４）寄附方法：ふるさと納税サイト(ふるさとチョイス･楽天ふるさと納税)にて受入

（５）そ の 他：返礼品：なし
個人からの寄附：ふるさと納税として住民税控除等の対象
法人からの寄附：法人税の損金算入が可能

３　募金箱の設置

（１）目　　的：県民等からの支援を県内避難民等に届けるため、本庁舎ロビーに募金箱を設置

（２）設置時期：令和４年３月１０日（木）～

（３）募金の取扱：ウクライナからの避難民等が県内に一時居住するための生活支援等

４　その他

（１）日本赤十字社：「ウクライナ人道危機救援金」を設置し、救援活動を支援
https://www.jrc.or.jp/contribution/2022/0302_024032.html
日本赤十字社　兵庫県支部　TEL.078-241-9889

（２）UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）：寄付金の受付（ウクライナ及びヨーロッパでの救援活動）
https://www.japanforunhcr.org/campaign/ukraine
国連 UNHCR 協会　TEL.0120-540-732（平日 10 時～19 時）

（３）日本ユニセフ協会：「ウクライナ緊急募金」を設置し、子どもたちとその家族を支援
https://office-bit.com/unicef-hyogo/donation.html#donation003
兵庫県ユニセフ協会事務局　TEL.078-435-1605（平日 10 時～16 時）

〔問い合わせ先〕

国際交流課　交流企画班	TEL：078-362-3026（内 2095）
住宅管理課　管理班	TEL：078-230-8470（内 4890）

ウクライナ避難民等に対する支援策について

○　ウクライナ避難民等からの相談にワンストップで対応する相談窓口を設置

○　住まいを必要とするウクライナ避難民には、県営住宅を無料で提供

○　ふるさとひょうご寄附金や来庁者等からの募金により、ウクライナ避難民の生活を支援

相談窓口の開設等

1　名　　称：ウクライナ避難民等相談窓口

(外国人県民インフォメーションセンター[(公財)兵庫県国際交流協会] 内)

2　連 絡 先 ：神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー６階

TEL：078-382-2052

3　相談時間：月～金　9:00～17:00

4　相談言語：英語、日本語、ウクライナ語(※)、ロシア語 等 22言語

(※) 今回、新たにウクライナ語を外部通訳により対応。

5　相談内容：生活、住宅(※)、医療、雇用・労働、社会保障、在留資格(入管)、教育 等

(※) 県営住宅については無料提供

6　開 設 日 ：令和４年３月１０日（木）

ウクライナ避難民等に対する支援策について

○　ウクライナ避難民等の方々を県内に受け入れ、安心して生活していただけるよう、官民連携した取組を推進

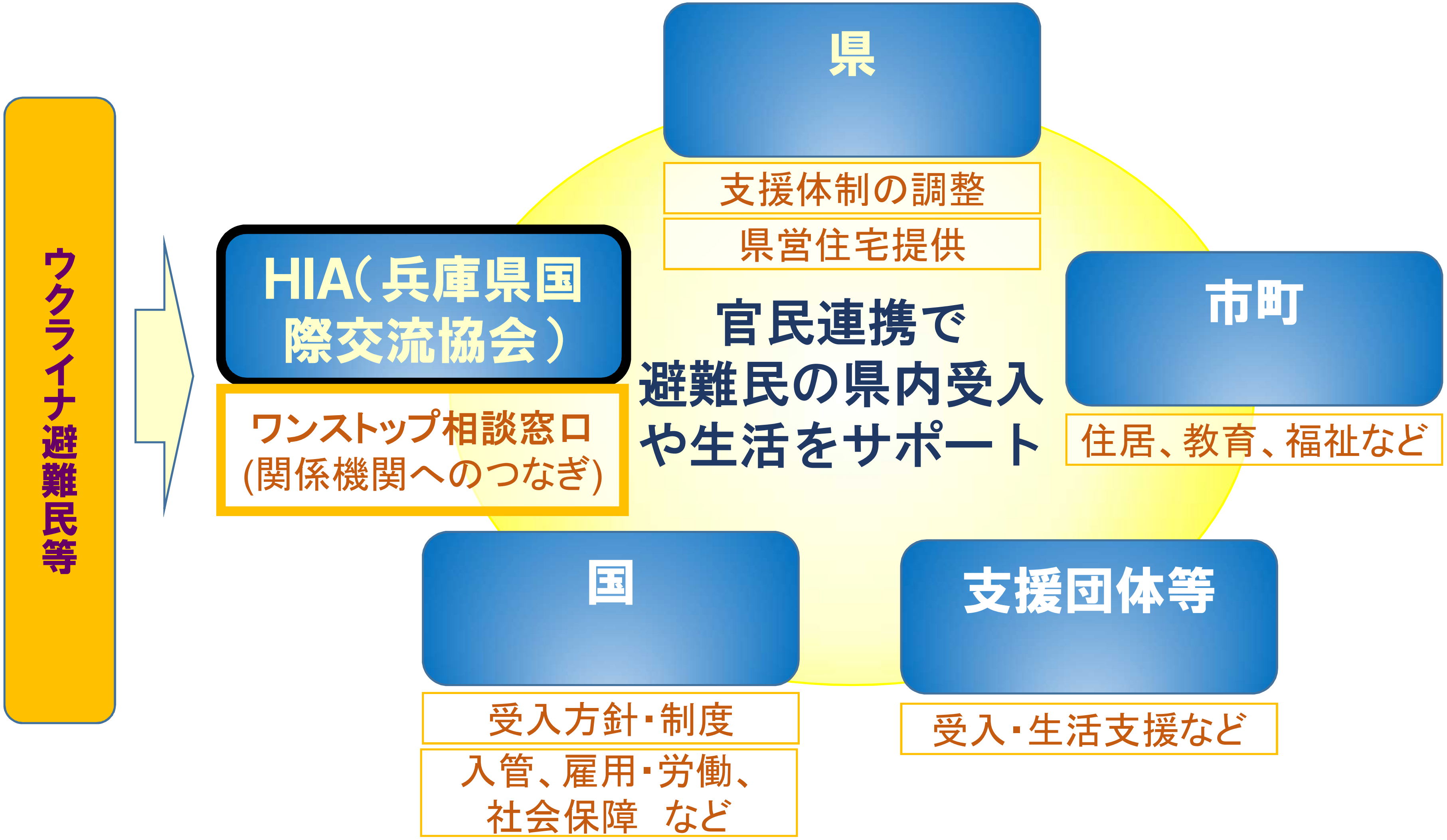

ウクライナ避難民等に対する支援策について

ふるさとひょうご寄附金

1　**名　　称**：ウクライナ緊急支援プロジェクト

2　**事業内容**：ウクライナに対する物資支援、県内避難民の生活支援等の人道支援

3　**開始時期**：令和４年３月１０日（木）

4　**寄附方法**：ふるさと納税サイト(ふるさとチョイス･楽天ふるさと納税)にて受入

5　**そ の 他**：返　　礼　　品：なし

個人からの寄附：ふるさと納税として住民税控除等の対象

法人からの寄附：法人税の損金算入が可能

※県内外の個人･法人とも税控除等の対象

募 金 箱 の 設 置

1　**目　　的**：県民等からの支援を県内避難民等に届けるため、本庁舎ロビー等に募金箱を設置

2　**設置時期**：令和４年３月１０日（木）～

3　**募金の取扱**：ウクライナからの避難民等が県内に一時居住するための生活支援等